

経 営 論 集
72巻第3・4合併号
2025年3月

1949-50年の日本におけるILO100号条約案の準備研究

遠藤 公嗣

目次

- 1 はじめに
- 2 「V(1) 報告書」=国際労働局編訳[1949]
 - 2-1 「V(1) 報告書」の作成と送付
 - 2-2 荻島亨と国際労働局編訳[1949]
 - 2-3 「同一労働同一賃金」定義の3案
 - 2-4 100号条約第3条第3項の起源文の和訳
- 3 婦人少年局の準備研究
 - 3-1 研究成果としての労働省婦人少年局編[1951]
 - 3-2 「質問書」に対する意見草案
 - 3-3 田中寿美子のゴルダ・スタンダー宛英文書簡
 - 3-4 女性労働者が低賃金である理由
 - 3-5 スタンダーの対応
- 4 結語にかえて
 - <史料1> 「質問書」に対する意見草案
 - <史料2> 婦人少年局メモ：男女同一賃金問題の研究経緯と女性低賃金の理由
 - <史料3> 田中寿美子のゴルダ・スタンダー宛英文書簡

1 はじめに

ILO 理事会は、1948年12月に、男女同一賃金原則をILO第33回総会（1950年6月）の第5議題とすることを決定した。この決定から、後に100号条約となる原則のILO公式検討がはじまることになった。その最初の手続きは、ILO本部事務局が1949年に「V(1) 報告書（Report

V (1)』を作成し、それをILO加盟の各国政府に送付することであった。Vとは、第33回総会の第5議題を意味し、(1)とは、その第1報告書を意味する。

「V (1) 報告書」の本文は和訳公刊された。それは国際労働局、同局日本駐在員編訳『男女同一労働同一賃金』（国際公論社、1949年12月1日刊、本論文では、本書を国際労働局編訳[1949]と略記する）であった。和訳書の公刊を契機として、1950年前半に、労働省婦人少年局は100号条約案の公式の準備研究を実施し、その成果を和文で公刊するとともに、簡単な英文意見案も作成した。

本論文の目的は、1949-50年の日本における100号条約案の準備研究を解明することである。日本の解釈労働法学は、100号条約の意味を正確に理解していない。それどころか、正確な理解から離れていく傾向にある。しかし、100号条約が1951年にILO総会で採択された直後から、労働省はその意味を正確に理解していた。労働省が理解できた理由は、1948年10月までに、婦人少年局長山川菊栄は非公式な準備作業を実施していたこと（遠藤公嗣[2024]）に加えて、1949-50年に、100号条約案を理解するための公式の準備研究を実施していたからであった。本論文は、新史料に依拠して、1949-50年の準備研究をはじめて解明する。新史料のうち重要な3点は、＜史料1-3＞として本論文の最後に掲示する。

2 「V (1) 報告書」＝国際労働局編訳[1949]

2-1 「V (1) 報告書」の作成と送付

「V (1) 報告書」の作成をILO本部事務局で担当したのは女性年少労働者課（課長はミルドレッド・フェアチャイルド Mildred Fairchild）であった。しかし、その作成に関係する文書や資料を、私はILO本部事務局文書室（Archives）で発見できていない。これらは保管されなかった可能性が高いと思われる¹⁾。

「V (1) 報告書」の構成は、第1章「概説」第2章「定義」第3章「適用の範囲と方法」第4章「原則の適用をたやすくする方法」であり、それぞれについて、考察やILO加盟国における諸事情を説明する。そして、説明それぞれの区切りのよいところで、関連する論点の質問項目を掲示する。質問項目は合計11あるが、(1) (2) や (a) (b) など細分される質問項目もある。最後の第5章「質問書」は、11の質問項目を再掲し、さらに1つを加えて12の質問項目を掲示する。

1) 「V (1) 報告書」作成関係文書の探索を重要目的の1つとして、私は2024年6月にジュネーブのILO事務局文書室を訪問し調査したが、それを発見できなかった。100号条約案では「V (1) 報告書」に加えて「V (2) 報告書」「VII (1) 報告書」「VII (2) 報告書」の合計4公式文書が刊行されたが、どの作成関係文書も発見できなかった。

「V (1) 報告書」は、ILO 加盟の各国政府に対し、第5章「質問書」の12の質問項目への回答を、1950年1月1日までにILO本部事務局に送付することを求めた。回答を踏まえて、ILO本部事務局は「V (2) 報告書」を作成する予定であり、「V (2) 報告書」を1950年6月の総会での審議の資料とする予定であった。質問書があることも含めて、これらの手続きはILO総会の議事規則にしたがっている。

ILO本部事務局による「V (1) 報告書」の完成時と、その各国政府への送付時を明示する文書資料を、私は発見できていない。しかし、「V (1) 報告書」の注にある引用文献の日付で、もっとも遅いのは1949年3月31日である²⁾から、報告書の完成時は6月以降であろう。また7月末から9月初までは、長期休暇をとるILO本部事務局職員が多いはずなので、報告書は遅くとも7月末までに完成し、すみやかに送付されたと推測するのが妥当であろう。なお、国際労働局編訳[1949]の「序」は1949年11月付であるから、和訳に必要な期間を考慮すると、この推測は支持されよう。

ところで、本論文における「V (1) 報告書」からの引用文は国際労働局編訳[1949]の訳文による。それが最適訳文であるとは限らないが、私は修正しない。その理由は、この訳文を使用して日本側の準備研究が実施されたからである。

2-2 荻島亨と国際労働局編訳[1949]

国際労働局編訳[1949]の編訳者は、表紙では「国際労働局、同局日本駐在員」であるが、奥付では「国際労働局日本駐在員 荻島亨」と個人名である。荻島亨が「V (1) 報告書」を入手できたルートは2つあると考えられ、2つとも機能したかもしれない。しかし、荻島が編訳を積極的に企画したのではないであろう。他者からの強い要請を荻島が受けて、本書を編訳し公刊したと考えられる。

荻島亨については、工藤幸男[1999]と座談会[1969]が詳しく、次のとおりである。荻島亨は1903年生で東京帝国大学卒業後に渡欧し、1931-33年に「ILOへの日本代表団の手伝いをした。」1934年からILO本部事務局職員となったが、1938年の日本のILO脱退とともに離職した。しかし、ヨーロッパにとどまった。妻はフランス人であった。

荻島亨は1947年12月25日に単身で帰国した。日本とILOの関係を再開する活動のためだったという。荻島の帰国はGHQ/SCAPと無関係らしいが、帰国後、荻島はGHQ/SCAP労働課長キレンと面談を重ね、労働課は荻島の活動に協力的となった。1948年3月に荻島は、戦前のILO日本政府代表関係者らとILO委員会を組織した。発足後、ILO本部事務局からILO

2) 「V (1) 報告書」p.14. 引用文献は、米国連邦議会に提案された1948年男女同一賃金法案の公聴会議事録である。遠藤公嗣[2019]154-158を参照。

委員会へ文書が続々と送られてきた。

送られてきた文書は、ILO の広報文書や雑誌 *International Labor Review* ばかりでなく、総会議題の公式文書、たとえば「V (1) 報告書」も含まれていたと思われる。こう思われるのは、「ILO 叢書第 7 巻」として公刊された国際労働局、同局日本駐在員編訳『社会保障制度の焦点』（国際公論社、1950）もまた、総会議題の公式文書であったからである。ILO 本部事務局から ILO 委員会への送付が、考えられる第 1 の入手ルートである。

工藤幸男 [1999] によれば、1948 年 5 月ころには、GHQ/SCAP 労働課と ILO 本部事務局との間に、公式の連絡関係が成立していた。その結果であろうが、ILO 本部事務局から GHQ/SCAP 労働課へ ILO 文書が続々と送られたようである。GHQ/SCAP 文書（国会図書館蔵）によると、受領した ILO 文書について、労働課の調査・分析係が書誌情報文書を作成し、それを課長と各係長に配付していた。1948 年 11 月 18 日、1949 年の 2 月 7 日、3 月 30 日、7 月 15 日、7 月 25 日、1950 年 3 月 20 日、の日付の計 6 通の文書のみが残っている³⁾。これを見ると、送付されたのは、総会議題の公式文書が中心である。1950 年 3 月 20 日付文書には、来たるべき第 33 回総会（1950 年 6 月）の第 5、6、8、9 議題の諸情報が調査・分析係に存在することを記している。第 5 議題が「同一価値労働同一報酬」であるから、この時点で労働課は「V (1) 報告書」を受領済である。もっとも実際の受領時は、1949 年 7 月 25 日から間もなくであろう。複数部の「V (1) 報告書」を受領したのであれば、その 1 部が荻島亨へ容易に渡されよう。ILO 本部事務局から労働課への送付が、考えられる第 2 の入手ルートである。第 1 と第 2 の入手ルートの 2 つとも機能して、荻島亨は「V (1) 報告書」を入手したかもしれない。

荻島亨の生活費や、1948 年 5 月に ILO 委員会書記に採用した工藤幸男の給与は、しばらくは荻島自身が負担していたが、10 月からは、荻島と工藤と新採用タイピストの計 3 人の人件費と通信・翻訳費は労働省が負担した。1949 年 7 月 15 日付で ILO 本部事務局は、荻島を日本駐在員に、工藤を駐在員補佐に、正式任命した⁴⁾。

荻島らの正式任命に、GHQ/SCAP 労働課は関与していた。1949 年 4 月 26 日付のメゾー (B. Mezo スタンダーの部下で賃金を担当) から労働課長へプラーへのメモ「ILO 駐在員事務所

3) ESS (H) 02392. フォルダー名は General: ILO-General である。本フォルダーはゴルダ・スタンダー用であったと思われる。

4) この後、ILO 委員会は改組されることとなり、労使中立三者構成の ILO 協議会が 1949 年 11 月 24 日に設立された（工藤幸男 [1999] 49-51）。荻島の帰国から ILO 協議会設立直前までの荻島らの活動についての英文概史メモ、そして ILO 委員会と ILO 協議会の英文構成員名簿は、*Reports on the Progress for Establishing the I.L.O. Association in Japan* (ESS (H) 02475. フォルダー名は ILO-General Conferences) である。無署名で無日付だが、文中の「私」の用法から筆者は荻島であり、執筆日は ILO 協議会設立直前である。なお同文中で、ILO 協議会設立予定日が 12 月 24 日となっているが、誤記であろう。

職員の給与」の写しは、日本駐在員や駐在員補佐などの日本円表示給与額を推奨していた⁵⁾。荻島亨の推薦状も同封と記されていたが、推薦状は残されていない。メモは、ヘブラーがILO本部事務局に荻島らを日本駐在員などに推薦するための、準備情報であったと思われる。

さて国際労働局編訳[1949]を、荻島は積極的に企画したのであろうか。荻島亨[1950]は男女同一賃金についての国際状況およびILOとの関係を概説するが、これはその論題で執筆依頼された小論であったと思われる。他方、1949年8月1日創刊の月刊『ILO時報』は、荻島が編訳者であって編集の裁量が大きかったと思われるが、『ILO時報』記事を見るかぎり、荻島は同一価値労働同一報酬に関心が無く、それどころか、女性労働自体に関心が薄かったと推測できる。

月刊『ILO時報』は、ILO委員会に送付されてくるILO刊行物の「日本語普及版」であって、9月1日刊第2号からは編訳者「ILO日本駐在員 荻島亨」で刊行された⁶⁾。平均で毎月10本以上の記事があった。和訳し掲載すべきILO刊行物記事の選定に、荻島の裁量は大きかったであろう。しかし、1952年3月号までの合計32号約400本の記事中で、同一価値労働同一報酬の記事は第2号の「婦人・年少労働者問題」計8頁中の3段組1頁の10行だけであった。しかも、原刊行物記事を大幅に省略した記事であり、それが次年度のILO総会の重要議題になることを伝えただけであった。それどころか、合計32号約400本の記事中で、女性労働の記事は、第2号記事を含めて5本だけであった。このように荻島の関心が無いにもかかわらず、荻島が全221頁にもなる国際労働局編訳[1949]を積極的に企画したとは考えられない。

では、誰が荻島に本書編訳を要請したのか。要請する意志があり権限があるのは、労働課ゴルダ・スタンダーしか考えられない。もっとも、それを示す文書資料を私は発見できていない。しかしスタンダーが、国際労働局編訳[1949]第5章「質問書」に日本政府がどう答えるのかに強い関心を持っていたことは、本論文3-5で考察する。

和訳は、荻島の担当でなく、おそらく労働省職員の、中でも統計調査部職員の、複数による分担であろう。荻島は「序」で「…本書の刊行を敢て急ぎました。そのため翻訳その他、関係者には相当の無理を忍んでいただきました」と述べ、ついで「統計調査部長金子美雄」の名を上げて感謝したからである。スタンダーの要請であれば、職員の和訳分担による早急な刊行は可能であろう。

2-3 「同一労働同一賃金」定義の3案

「V(1) 報告書」第2章では、「同一労働同一賃金」定義の3案が記述され検討されている。

5) メモ題はSalaries for I.L.O. Correspondent Bureau Personnel (ESS (H) 02392. フォルダー名はGeneral: ILO-General)である。

6) 創刊号の編訳者は「日本国際連合協会国際労働機関委員会」であった。

この記述に本報告書の特徴が凝縮されているので、これを考察する。まず私が指摘しておきたい特徴は、全般的に原英文が、とりわけ下述の〔イ案〕が、理論的に難解なことである。難解には理由があると思われ、それは指摘する。もっとも、難解ゆえに、私の考察にも誤解があるかもしれない。

定義の3案は、それぞれ見出しになっていて、明確である。すなわち、〔ア案〕「比較できる仕事における男女の相対的労働成果にもとづく報酬」、〔イ案〕「生産原価または使用者にとっての全般的価値に関連して労働の価値をさだめ、それにもとずいた報酬」、〔ウ案〕「職務内容をもととした賃金率 (wage rates based on job content)」の3案である。〔ア案〕〔イ案〕〔ウ案〕は、私がつけた仮称である。また〔ア案〕と〔イ案〕は、第一次世界大戦中の英国のアトキン委員会で主に使用者側から主張された考え方に類似すると私は思う。また、あらかじめ指摘すると、報告書は〔ウ案〕を支持する。報告書は全体として「職務内容」を基準として重視する記述で一貫している。

定義の3案を考察する。

〔ア案〕について、男女の仕事が同一である場合にしか労働成果を比較できない、が報告書の結論らしい。そして、「(男女の) 仕事が同一でないか、またはあまり類似したものでないかの場合に、このような〔男女間の仕事の 遠藤〕比較がどの程度までできるかを考えることは必要である」(国際労働局編訳 [1949] 89-90) と指摘する。これは的を射た指摘である。

〔イ案〕は、女性に男性よりも雇用に「特別費用」が必要で、それだけ「生産原価」が高くなるので、それだけ女性の報酬は低くなるべきだ、との意味である。報告書は〔イ案〕に否定的である。しかし、その長文の説明は不明確で、しかも個所によって説明が微妙に異なり混乱している。〔イ案〕の記述は「特別費用」を2種に分類するが、「結論」におけるその説明は次のとおりである。

「特別費用」の1は「特定の仕事に密接に関係している諸条件」による費用である。「たとえば、特別な監督または補助を設けたり、生産高に別の基準を設けたり、或いは仕事を分割しなくてはならない必要があることである。」男女の仕事の差が「仕事を行うに必要な特徴の違いである場合には、職務分析と、団体協約によって（これらの特徴が職務解説の一部、或いはまた職務内容書の一部をなしている時）この要素の相対的重要性を評価することができる。」(国際労働局編訳 [1949] 91)

「特別費用」の1についての、私の考察を2点述べる。

考察1。「特別費用」の1は、その相当な部分は職務評価によって対応できる、との主張らしい。しかし、ア) 職務評価の手法は、1949年当時はまだ発展途上であったことに加えて、イ) 職務評価とは何かについて、報告書の執筆者自身が熟知していないための、混乱した記述と思

われる。ア)については、「得点要素法」と現在は呼ばれる職務評価の高度な手法が「同一価値労働同一賃金」原則には必須だが、1949年にその必須性の認識はまだ乏しく、また「得点要素法」は多数企業で使用される手法ではまだなかった。さらに付言すれば、「同一価値労働同一賃金」原則にかなう職務評価に必須の「感情的負荷」ファクターが採用されるのは1980年代後半以降であった。イ)については、執筆者は職務評価に複数の手法があるとの認識はなく、また職務分析と職務評価の概念区別もあいまいなことである。それを象徴する用語法は、報告書全体で「職務分析による評価 (to evaluate by job analysis)」とくり返し使用するものの、用語「職務評価 (job evaluation)」の使用は少ないことであった。

考察2。「職務分析と、団体協約によって…この要素の相対的重要性を評価する」と述べ、「職務分析 (・職務評価) と、団体協約」が評価方法として同列なことである。しかも「結論」前にある同事項の詳細説明では「職務分析をして評価すればよいし、或いは団体交渉その他によってもきめ得る」(国際労働局編訳[1949]57)であり「その他 (or otherwise)」が付加されている。さらに原英文では、両箇所とも「職務分析」と「団体協約 (団体交渉)」は and/or で結ばれる。これらが示すことは、報告書は、評価方法の重要性を認識していないことである。これが一遠因となって、1950-51年の100号条約案審議が意外な展開になったと思われる(遠藤公嗣[2021、2022])。

「特別費用」の2は「女子雇用特有な一般的性質を持つ諸要素」による費用である。「即ち、労働時間および夜業に関する法的制限、高い欠勤率、職業補導もしくは経験の不足、または女子労働者に対して特別な厚生施設を設けなくてはならないことである。「同一価値の仕事」を定義するにあたっては、こういう項目は考慮に入れるべきではないということを、実際的理由から提案したい。その理由としては、男女混合職業で生産原価があがる場合、または女子の仕事の全般的価値がさがる場合にこういう要素がどのくらい重要であるかを量的に決定することは、もし不可能でないとすれば困難であることがわかっているからである。」(国際労働局編訳[1949]91)

「特別費用」の2についての、私の考察を述べる。

重要な論点だが、「費用」例は無分別の印象があり、「理由」は理論的でなく納得的でない。また、第4章「原則の適用をたやすくする方法」に様々な政策が記述され、最後に「家族手当を含む社会保障規定」「母性保護」も記述されるが、これらと「特別費用」の2との関係を報告書はまったく説明しない。

「特別費用」の2の重要部分と第4章の様々な政策の重要部分との関係を、私があえて大きくとらえると、次の議論になるのではないか。すなわち、「同一価値労働同一賃金」原則が究極に想定する社会は、賃金労働(と雇用類似労働)が男女ともに普遍化した男女雇用平等社会であ

るが、その社会で出産・育児・教育などの社会再生産費用の全部を個人の賃金が負担することは理論的に不可能であるから、それら費用を社会負担する政策が必要である。この関係を「特別費用」の2は萌芽的に議論しているのではなかろうか。

〔ウ案〕の定義を報告書は支持する。そして〔ウ案〕は、従来から知られた「職務賃率 (rate for the job)」のことだと報告書はくり返す。そして、〔ウ案〕は、すでに広く労使に受け入れられていると事例をあげて指摘する。指摘される事例は、第二次世界大戦中の米国の例が多い。その総括として、ILOでも「既に1944年の雇用勧告（戦争から平和への移行）を採択した時にもこの原則を支持している」と述べ、次の文を引用する。「雇用市場において女子を平等の立場で就職させるため、また、こうして労働者の間に男女双方の労働者にとともに不利な競争を起こさせないために、性別には関係なく仕事の内容にもとずいて賃金をきめることを促進する方法を取りあげるべきである。」（国際労働局編訳 [1949] 93）これはILO71号勧告通番37(1)の全文であり、その英語全文は遠藤公嗣 [2024] 76にある⁷⁾。

〔ウ案〕の見出しの「職務内容をもととした賃金率」(72頁)と、上記訳中の「仕事の内容にもとずいて賃金をきめること」(93頁)は、その原英文は同一で wage rates based on job content である。この原英文を、報告書は通番37(1)から抽出して、〔ウ案〕の見出しに採用したと私は思う。同一の原英文が和訳文で違ったのは、それぞれの個所の和訳担当者が違ったためであろう。

第2章「定義」の最後に、質問項目三(a)(b)が揭示されるが、これは第5章「質問書」の質問項目三(a)(b)でもある。その文面は本論文<史料1>にある。質問項目三(a)(b)は、〔ウ案〕のみが「V(1)報告書」における事実上の原案であることを意味する。「職務内容」基準の重視は明白である。

2-4 100号条約第3条第3項の起源文の和訳

現在の日本では、100号条約第3条第3項は正確に理解されていない。その重要な理由の1つは、1967年に公表された第3条第3項の政府公定訳が悪訳であって、公定訳のみでは意味が理解できないことである。しかし「V(1)報告書」には、100号条約第3条第3項の起源となる酷似英文があること、そして国際労働局編訳 [1949] では、その英文は正確にわかりやすく和訳されていること、これらを指摘しておきたい。和訳文は、国際労働局編訳 [1949] でいえば、第5章「質問書」の質問項目七(2)であるが、それを引用した本論文<史料1>の質問項目七(2)でもある。

7) ILO71号勧告については遠藤公嗣 [2025] を参照。

質問項目七 (2) について、「V (1) 報告書」の原英文と、その国際労働局編訳 [1949] の和訳を下掲する。

<「V (1) 報告書」の質問項目七 (2) の原英文>

Should the international regulations specify that such differential rates between men and women workers as correspond to differences in job content so determined should be considered as being in accordance with the principle of equal remuneration for men and women workers for work of equal value?

<国際労働局編訳 [1949] の和訳>

このようにして決定された職務内容における差異に照応するような男女労働者間の差等賃率は、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則に従うものと考えられるべきであると国際規則中に規定すべきか

質問項目七 (2) の前に、質問項目七 (1) があり、質問項目七 (1) もまた本論文<史料1>にある。質問項目七 (1) は「職務内容を評価する精密で客観的な基準を確立すること (the establishment of precise and objective standards for evaluating job content)」を強調する。「職務内容」基準の強調であり、すなわち「職務評価」の強調である。実際、第3章最後に掲示された質問項目七 (1) の直前の本文 (166 頁) で用語「職務評価 (job evaluation)」が使用されている。質問項目七 (2) の「このようにして (so)」は、この文を受ける。ちなみに、この文とほぼ同一の文が71号勧告連番37 (2) にあり、それは1944年5月の71号勧告案審議の際に、米国政府の修正案が受容された結果であった (遠藤公嗣 [2025])。すなわち、71号勧告連番37 (2) の文が、質問項目七 (1) に採り入れられたと考えられる。質問項目七 (1) は、「職務内容」基準を強調する規定を国際条約などに入れるべきか、との質問であり、質問項目七 (2) は、それを念押しする規定を国際条約などに入れるべきか、との質問である。

さて、100号条約第3条第3項の英語正文と、遠藤公嗣による和訳を下掲する。

<第3条第3項の英語正文>

Differential rates between workers which correspond, without regard to sex, to differences, as determined by such objective appraisal, in the work to be performed shall not be considered as being contrary to the principle of equal remuneration for men and women workers for work of equal value.

＜遠藤公嗣による和訳＞

遂行する労働における差異が、労働者の性別に関わりなく前記の客観的な職務評価によって決定されるならば、その差異に相当する男女労働者間の報酬率の差異は、男女労働者にたいする同一価値労働同一報酬の原則に反するものとみなしてはならない。

英語正文をみると、質問項目七(2)と100号条約第3条第3項の酷似は明白である。質問項目七(2)が第3条第3項の起源文と考えてよい。もちろん、両者間に違いはある。違いの中で、第3項を理解しづらくしたかもしれない違いを指摘すると、たとえば without regard to sex を挿入したこととか、shall not に being contrary を重ねる二重否定構文「反するものとみなしてはならない」と強調したことである。しかし、十分な英語力さえあれば、第3項の正確な理解を妨げるほどの違いではない。

質問項目七(2)は、わずかな違いを伴いながらも、1950年前半の「V(2)報告書」における「ILO事務局要綱案」第11項(2)へ、1950年後半の「VII(1)報告書」における「勧告案I」第5項(2)に、さらに1951年前半の「VII(2)報告書」における「勧告案II」第5項(2)に⁸⁾、受け継がれた(遠藤公嗣[2017])。最終的には、1951年6月の同一報酬委員会における意図的かもしれない審議経過(遠藤公嗣[2022])によって、100号条約第3条第3項となった。

3 婦人少年局の準備研究

3-1 研究成果としての労働省婦人少年局編[1951]

労働省婦人少年局編[1951]『男女同一労働同一賃金について：中央婦人問題会議労働委員会記録』は、男女同一賃金の日本における議論の歴史で、かなり早期の文献でありながら、優れた公刊文献として知られる。

山川菊栄が執筆した同文献の「はしがき」は次のように述べた。婦人少年局は1950年の婦人週間(4月10日から始まる1週間)の行事として「婦人問題会議」を企画し、「学術的な研究を必要」とするテーマを選んだ。「婦人労働課ではILOがとりあげている当面の議題でもあり、また婦人労働の中心的な問題でもある同一労働同一賃金をテーマとし、婦人課では農村における婦人労働と家庭生活の近代化という二つのテーマをとりあげて、それぞれの部門の専門

8) 「VII(1)報告書」と「VII(2)報告書」は、それぞれの刊行後ほどなく、労働省内資料として和訳され印刷された。前者は労働大臣官房国際渉外課職員によって、後者は労働組合課職員によって、和訳されたと思われる。すなわち、両資料にある第3条第3項の起源文を和訳した労働省職員が、少なくとも各1人はいた。両資料については、別論文で考察する予定である。

家の方々に委員となって頂き、何回にもわたって討論を重ねられた上の報告を発表して頂きました。」同一労働同一賃金をテーマとした委員会は「労働委員会」と名付けられ、「労働委員会」の会議で発表された報告とわずかな討論の速記録を編集したのが、本文献である。

目次では、藤田忠、藤本武、氏原正治郎、宮島久義の4者は各2回ずつ報告したように編集された。藤田は1921年生、藤本は1912年生、氏原は1920年生、宮島は1910年生であるから、1950年に新進気鋭であった者を集めたことがわかる。彼らの報告は、現在からみても優れた高度な内容と評価でき、長文でもある。また、現在でも有意義な多くの論点が議論されている。なお、上記4者は2回ずつ報告したように編集されたが、どの報告が4月11日13日の報告か、また14日の報告か、は判別できない。また、目次での2回ずつの報告に含まれていないものの、14日総会の最後の短い「結論」は藤本武によることが本文でわかる。

ところで、公刊文献の「はしがき」に明記されなかった複数の重要事項がある。それらがわかるのは、新発見の〈史料1-3〉によってである。〈史料1-3〉を本論文の末尾に掲示する。〈史料1〉は、後述するように、田中寿美子が作成し、おそらく日本政府の公式見解とされた回答意見案の日本語草案である。〈史料2〉は、筆者名が明記されないが、婦人少年局名で記されていることと、また内容から、山川菊栄が筆者と考えられる。行政上の企画の経緯や重要論点についての見解が、行政文書として（謄写版）印刷されることは、日本では非常に珍しい。〈史料3〉は、田中寿美子のゴルダ・スタンダー宛英文書簡である。

まず指摘できるのは、公刊された「はしがき」の説明から受ける印象以上に、〈史料2〉によれば、きわめて周到な準備がなされたことである。1950年2月末から4月10日までの数回の会合での討論、各事業場の実地調査、資料研究などが実施された。その上で、4月11日13日の報告と、14日の総括的報告があった。これだけの準備があれば、上記4者の報告が優れた高度な内容であるのは当然かもしれない。

準備の中には、当然にも、国際労働局編訳[1949]の研究が含まれた。それを示すのは、氏原正治郎のおそらく最初の報告（労働省婦人少年局編[1951]46-50）であった。氏原の報告は、その冒頭で、女性の低賃金の理由を「婦人の労働能力は一般に男子のそれより劣っている」とこと、「男子と女子とが同じ労働能力を持っている・・・にも拘わらず、女子の賃金が男子のそれより低いということ」の2つに区分した。氏原は言及していないが、これは国際労働局編訳[1949]第5章「質問書」の質問項目九にある区分に対応する。ついで氏原は、後者の理由のみを議論すると述べ、第2章「定義」の〔ア案〕と〔イ案〕を理解しやすいように氏原の考えで展開していた。これは、おそらくは、難解な〔イ案〕を氏原が理解しようと努力した結果であった。

さて、国際労働局編訳[1949]の公刊日は12月1日だが、初回の討議会合が1950年2月末で

あり、3ヶ月近くの期間を経過した後であることを、どう考えるか。実質日付の誤差を考慮に入れても、そして婦人少年局の多忙を考慮しても、婦人少年局が男女同一賃金を政策課題として重視していたにしては、期間がやや長すぎる印象がある。そこで、可能性があるのは、婦人少年局は国際労働局編訳[1949]の和訳作業を公刊まで知らなかったことである。他方、婦人少年局が労働省内で孤立気味になっていたとしても、労働省内の情報交換で統計調査部職員による和訳作業を知ることができなかったと考えることにも、やや無理があろう。ここでは期間が小疑問であることのみ記しておきたい。

3-2 「質問書」に対する意見草案

＜史料2＞によれば、会議企画の目的がもう1つある。すなわち「第二には、第三十三回ILO会議においてこの問題が討議されるのに対し資料と意見とを提供して、この原則に関する国際規則制定の参考に供したい」である。

「意見…を提供」とは、国際労働局編訳[1949]第5章「質問書」に対する日本政府としての意見の提供のことである。いうまでもなく、国際労働局編訳[1949]の全部を精読し理解しなければ、意見を述べられない。提供すべき意見の草案は作成された。それが＜史料1＞である。＜史料1＞の筆跡は丁寧でなく、また句読点は不規則で、その有無すらも不鮮明な個所がある。また、国際労働局編訳[1949]第5章「質問書」の12質問項目は、同一文で＜史料1＞に掲載されなければならないはずであるが、実際の＜史料1＞は、質問項目三(b)などをわずかに欠落させており、また質問項目六の(a)や(一)などの表記を変えている。

＜史料1＞の意見草案では、多くの質問項目に「賛成」とのみ記すが、3つの質問項目に「理由」などが記された。

質問項目二(b)の「理由」は注目すべきである。日本は「家族手当を賃金の形で支給しなければならない現情」なので同一価値労働同一報酬原則の実施が困難であると述べた。いわゆる生活給の考え方では、本原則は実施できないことの自覚といってよい。この自覚は、翌年1951年の日本政府の公式意見書(遠藤公嗣[2020])と類似の認識である。また、4年前の1946年8月7日の西尾末広による鋭い指摘、すなわち本原則は生活給の考え方と矛盾するとの指摘(遠藤公嗣[2000])と、同一の認識である。あるいは、家族手当はフランスなどでは国が支給する社会保障の1つであることを知っていて、これと対比して、日本の使用者が支払う賃金としての家族手当を指摘しているのかもしれない。

質問項目九の「参考意見」も留意すべきである。その最大の特徴は、私が最重要と思う理由がまったく言及されなかったことである。すなわち、女性労働者の低賃金の重要な理由が家族のあり方であること、現代用語でいえば「男性稼ぎ主型家族」であること、そして、女性の低

賃金を解消するには、その是正が必要なこと、この言及がまったくない。これは重要論点であって、本論文の3-4であらためて考察する。

なお「参考意見」は「男女労働者の…雇用機会を均等ならしめること」の必要を指摘するが、その用語が1986年男女雇用機会均等法とほぼ同一であることは興味深い。これは偶然の一致と考えるべきであろう。しかし、用語が1950年に先駆的に存在していて、それから36年後にやっと、しかも不十分に、ようやく立法措置がとられたとの経緯となってしまった。

3-3 田中寿美子のゴルダ・スタンダー宛英文書簡

この英文書簡は<史料3>であり、<史料1>が作成された経緯が詳細にわかる。<史料3>があったフォルダーは、ゴルダ・スタンダー用であったと思われる。同じフォルダーに、<史料3>文中の「意見の草案」「日本語の草案」と思われる文書があり、これを<史料1b>と本論文では呼ぶ。

<史料1>と<史料1b>は、句読点の位置や有無を除けば、完全な同文である。質問項目三(b)などの欠落も、質問項目六の(a)や(一)などの表記も、<史料1>と<史料1b>は同一である。すなわち、完全な同文の謄写版印刷物が<史料1>と<史料1b>の2つの版で存在する。2つの版の存在は<史料1>=<史料1b>が重視されたことを示すであろう。なお、<史料1b>の筆跡と句読点と改行位置は、<史料1>のそれらより丁寧である。

<史料1b>の謄写版印刷が完成したのは、英文書簡の日付である1950年5月18日当日または前日と考えるのが妥当であろう。では、<史料1>の謄写版印刷の完成はいつなのか。<史料1>と<史料1b>のどちらが先の完成なのか。その推測は難しく、本論文では留保したい。

<史料3>から次の6点がわかり、また考察できる。

第1に、意見草案の起草者である。それは田中寿美子⁹⁾である。当時の婦人労働課長である谷野せつは米国出張中であって、出張中は、田中寿美子が課長代理であった。

第2に、書簡中の「私達」は、書簡の形式からすれば、婦人労働課の意味である。しかし、日本政府の意味との混乱がある。

書簡最初の「私達(We)」が混乱の極みである。すなわち「求められた(were requested)」のは婦人労働課であるが、「提出(submit)」する主体としての「私達」は日本政府と理解するほかない。この場合、「提出」先はILOである。

日本政府がILO(本部事務局)に「求められた」とは理解できない。もし万一、ILOに求められたのであれば、山川菊栄は<史料2>でそのように記すであろうが、菊栄はそう記さず、「意見とを提供」と自発的なように記している。そもそもであるが、当時のILO本部事務局は

9) 後に婦人課長であり、労働省退職後、日本社会党参議院議員となった。

GHQ/SCAP を介して日本政府労働省と連絡関係にあり、未加盟国の日本政府と直接の連絡関係はなく、「V (1) 報告書」も日本政府に送付されていなかったはずである。「V (1) 報告書」において、ILO 本部事務局は加盟国政府に 1950 年 1 月 1 日前までに意見を提出するように求めていたが、にもかかわらず、非加盟国の日本政府に総会直前の 4-5 月に意見を求めるとは、考えがたい。なお、いつ「求められた」かについては、後に検討する。

婦人労働課が誰かに「提出」するとも理解できない。この場合、「提出」先である誰かとは、労働省の幹部、たとえば省議¹⁰⁾を構成する幹部らと理解するほかない。しかし、下部組織が上位の幹部に草案を「提出」するとの表現は、日本の行政組織になじまない。また、書簡の最後部分で「諸報告の記録も、…私達 (We) は提出したい」と述べるが、この「提出」先は ILO であって、労働省幹部ではない。労働省幹部は「諸報告の記録」をすでに入手済または容易に入手できるからである。そうすると、書簡の最後部分の「私達」は日本政府ということになる。

書簡の中盤に「私達の意見」「私達の草案」とあるが、どちらの「私達」も、婦人労働課でも日本政府でも文面は成立するように思われる。

第 3 に、「求められた」理由である。労働省幹部が意見を求めた理由は、ジュネーブで開催の ILO 第 33 回総会に日本政府代表としてオブザーバー出席する労政局長賀来才二郎らが、意見を持参し ILO に提出するためだったと思われる。日本政府が ILO の現在の施策に関心を持ち研究していることを示すために、労働省幹部は意見の提出を企図したと思われる。意見は日本政府として提出されるから、意見は省議？での審議承認が必要であった。

第 4 に、田中寿美子が草案の起草を労働省幹部から求められた時と、〈史料 1b〉が完成した時である。起草を求められた時は 1950 年 5 月 18 日の少し前であって、〈史料 1b〉の謄写版印刷を完成するのは 1950 年 5 月 18 日当日または前日と考えるのが妥当であろう。すなわち、草案の検討開始から完成まで短期間であったと思われる。19 日に予定された草案審議に間に合わせるために、草案検討中にスタンダーの意見を聞く時間も取れなかったことが、これを示唆するであろう。

これをいいかえると、田中が草案の起草を求められたのは、「労働委員会」会議最終日である 4 月 14 日から相当な日数が経過した後と考えられる。すなわち、「労働委員会」会議中はもちろん会議最終日から相当な期間は、「質問書」に対する意見を検討していなかった、あるいは検討する意図がなかったのである。もし、これが正しければ、〈史料 2〉で、テーマ設定の理由として「第二には…」と、あたかもテーマ設定の最初から「質問書」に対する意見を検討す

10) 省議について、現在の法務省は、法務省の省議を次のように説明する。「法務大臣、副大臣、大臣政務官を含む法務省幹部により構成され、法務省の重要事項の審議決定、法律案並びに重要な政令及び省令案の要綱の審議決定、予算要求案の要綱の審議決定を行う。」https://www.moj.go.jp/hisho/shomu/hisho01_00133.html (2024 年 3 月 8 日アクセス)

る自発的な意図があったかのように記されたのは、失当ということになる。

第5に、賀来らオブザーバー代表団は6月4日に日本を出発したと思われる¹¹⁾。なお第33回総会の開会は6月7日であった。5月18日から6月4日までの17日間に、日本語の意見草案が省議?で審議承認され、それが英訳され、後に考察するように英訳文は謄写版印刷されたのだが、これらを行うのに十分な日数であったと思う。他方、〈史料3〉に「諸報告の記録も、参考資料として、私達は提出したい」とあるが、6月4日までに提出物を部分的にも準備することは不可能であったと思われる。なぜならば、「諸報告」の理解には日本事情の知識が必須であって、それを欠くILO関係者に理解できるよう英訳するのは困難で時間のかかる作業だからである。

第6に、意見草案とその英訳文は、田中寿美子だけでなく山川菊栄や宮島久義はもちろん省議?に出席の幹部も含めて、多くの労働省職員に注意深く確認されたはずである。「質問書」の質問項目七(1)(2)も、もちろんである。そもそも、国際労働局編訳[1949]で質問項目七(1)(2)の和訳を担当した職員がいたことも想起したい。

したがって、採択された100号条約の英語正文が労働省に伝えられたとき、その第3条の第1項が質問項目七(1)に対応し、第3項の起源文が質問項目七(2)であることに、労働省職員が誰一人として気づかなかったとは考えがたい¹²⁾。おそらく複数の職員が気づいたのではないか。そして気づいた職員は、第3項は第1項の念押し規定であると、当然にも理解したであろう。

3-4 女性労働者が低賃金である理由

女性労働者が低賃金である理由について、〈史料1〉と〈史料2〉の間には、いいかえると田中寿美子と山川菊栄の間には、見過ごせない重大な違いがある。〈史料1〉の田中による理由の説明に、おそらく菊栄は不満足であった。そこで、菊栄は〈史料2〉を作成し、その後半に、理由についての菊栄自身の見解を述べたと思われる。

〈史料1〉の質問項目九は、女性労働者が低賃金である理由を2区分したが、田中寿美子による「参考意見」は、それをまったく区別しなかった。低賃金の理由を、田中は深く考察していないかのようなのである。そのため、低賃金の是正「措置」を田中は羅列しているだけであった。とくに重大なのは、低賃金の理由として、家族のあり方にまったく言及しなかったことである。

〈史料2〉の後半における山川菊栄は、質問項目九と同様に、低賃金の理由を2区分した。

11) 6月4日出発は、オブザーバー代表団を引率したGHQ/SCAP労働課長エーミスによる出張復命書の記述による。Memo by R.T.Amis to W.F.Marquat: Report of Attendance to the 33rd Session, International Labor Conference in Geneva, 11 July 1950. ESS (H) 02473. フォルダー名はILO General Conferences である。

12) 「VII(1)報告書」と「VII(2)報告書」もまた労働省内資料として和訳され印刷された。すなわち、両資料にある第3条第3項の起源文を和訳した労働省職員が少なくとも各1人はいた。

そして、前者の理由に「女は家を守るべきであるとする伝統的な家族主義の思想が根本」と指摘し、また、後者の理由を字数を使って議論し「家族制度の名残がつよいため、家長が家族を養うものとする観念が根づよくのこり、女子労働を家計補助的なものとみなす習慣から、一般の職場に於て婦人の賃金を無条件に男子より低くするという習慣が風び」と指摘した。低賃金の2区分した理由の両方とも、菊栄は家族のあり方を重視した。そして、「以上の社会的な障壁をのぞかねば、男女の賃金における差別を実質的にとりのぞくことは困難」と指摘した。

菊栄の指摘を現代用語で表現すると、「男性稼ぎ主型家族」が女性労働者の低賃金の理由である。田中寿美子はこれをまったく認識していなかった。もっとも菊栄の指摘には、それは欧米社会に遅れた「日本の特徴」で「古い思想」であり、近代的な欧米社会には存在しない思想であるとの前提があるように思われる。

私見では、菊栄の方が本質に近かったと評価できる。現在からふり返ると、1950年には、欧米社会にも日本にも「男性稼ぎ主型家族」は実在し、また、それは社会思想としても存在した。しかし、両者間の質的な差は小さかった。しかし、1960年代以降に両者間の差は広がった。欧米社会では「男性稼ぎ主型家族」が実在としても社会思想としても衰退していった。ところが日本では「男性稼ぎ主型家族」はむしろ強化された。なぜならば、形成される「日本的雇用慣行」と従来の「男性稼ぎ主型家族」は組み合うこととなり、両者が相互に支え合う社会システムが形成されたからである。私の用語でいえば「1960年代型日本システム」(遠藤公嗣[2014、2016])として再編された。「日本的雇用慣行」と支え合っているゆえに、「男性稼ぎ主型家族」は強固なのである。

菊栄が<史料2>を作成して<史料1>と綴じ合わせた理由は、女性労働者が低賃金である理由について、田中寿美子との違いを菊栄が自覚したからだと思ふ。

3-5 スタンダーの対応

スタンダーは、田中寿美子の英文書簡と<史料1b>を受けとり、異例の対応をした。<史料1b>の「意見」「理由」「参考意見」を、罫紙3頁に手書き英訳させたのである。それが田中の英文書簡と同一のフォルダーに残っている¹³⁾。その英訳文と筆跡は米国で教育を受けた者によると思われるので、GHQ/SCAP勤務の通訳・翻訳者の作成であろう。日本政府からGHQ/SCAPに提出される日本政府文書は、通例では、日本政府が英訳した文書であった。<史料1b>は日本語文書なので、これだけが提出されたのは異例であった。<史料1b>の英訳文書は、スタンダーがとくに求めなくとも、数日中に日本政府からスタンダーに提出されるはずであった。

13) Opinions on the Questionnaire. ESS (H) 02496. フォルダー名は Wages of Women & Minors (Including Equal Pay) である。

したがって、スタンダーはこの提出を待てばよかった。しかし、スタンダーは待てなかった。スタンダーは日本政府の「意見」に強い関心があり、それをすぐに知りたかったのである。

実のところ、＜史料 1b＞の英訳文書はスタンダーに提出された。それは、上記の手書き英訳文に続いて、その同一のフォルダーに残っている¹⁴⁾。B4版の謄写版印刷で、労働省がGHQ/SCAPに提出する英訳文書によく使用される書式である。質問項目については、＜史料 1b＞における質問項目三(b)の欠落も、質問項目六の(a)や(一)などの表記も、すべてが原典の「V(1) 報告書」の英文の状態に戻された。また当然であるが、上記の手書き英訳文とは、その英訳が異なる。

興味深いことは、質問項目九の「参考意見」文の形式が修正されたことである。すなわち正「措置」の羅列が、1) から 4) までの番号をつけて箇条書きにされた。また、おそらく英訳者の見落としであろうが、見出しである「参考意見」の文字が英訳されなかった。

4 結語にかえて

＜史料 1＞＝＜史料 1b＞は1950年5月19日開催予定の省議会で審議承認され、その英訳文書が作成され、そして、作成された英訳文書は労政局長賀来才二郎によってジュネーブに持参され、ILO本部事務局に提出されたであろうか。

提出された現物の文書がILOに残されている可能性はあり、私は2024年6月にジュネーブのILO事務局文書室を訪問し調査したが、発見できなかった。しかし、私は下記2つの理由から、それは1950年6月にILO本部事務局に提出されたと推測する。

第1に、提出すべき英訳文書は作成されたと思われるからである。スタンダーのフォルダーに残っていたB4版の謄写版印刷物は提出すべき英訳文書の原案である。その体裁を整えた文書がILO本部事務局に提出されたであろう。

第2に、日本政府による英訳文書の提出が刺激となって、その約6ヶ月後の12月に、ILO本部事務局は公式ルートで日本政府に公式意見書の提出を求めることを決定したと思われるからである。すなわち、1950年12月14日付でILO本部事務局は、米国政府労働省そしてGHQ/SCAPを経由する公式ルートによって、日本政府に「VII(1) 報告書」を含む第34回総会の諸報告書を送付し、それに対する意見を日本政府に求めた。日本政府は100号条約案についての公式意見書をILO本部事務局に提出した。それは1951年5月28日付でILO本部事務局に受理され、6月の同一報酬委員会で配付され審議資料とされた(遠藤公嗣[2020])。

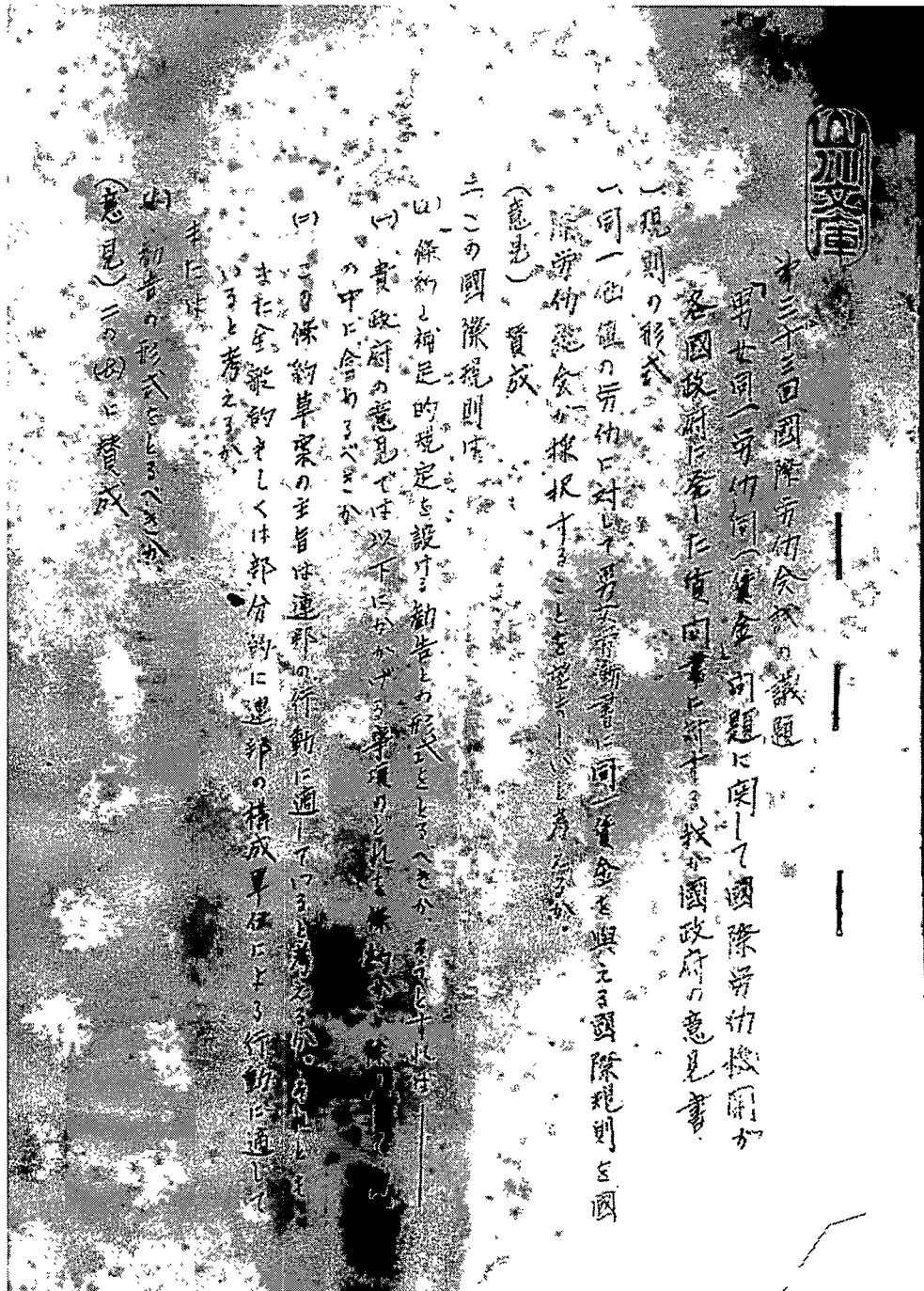
14) QUESTIONNAIRE. これは「質問書」の意味であって、本文書は、文書名などが整っていない。ESS(H) 02496. フォルダー名はWages of Women & Minors (Including Equal Pay) である。

これらの経緯はILOとして異例であることに留意したい。当時の日本はILO未加盟であって、同一報酬委員会で配付された審議資料の中で、未加盟国の公式意見書は日本政府のものだけであった。またILO本部事務局は加盟国政府に「VII(1) 報告書」への公式意見を1951年1月1日までに提出することを求めていたが、その期限の17日前の1950年12月14日に、ILO本部事務局は日本政府に公式意見を求めることを決定したのである。まさに異例の決定である。ILO本部事務局が異例を決定したのは、〈史料1〉=〈史料1b〉の英訳文書が1950年6月に提出されていたから、と推測するのが妥当と思われる。

さて、1951年の日本政府による上記の公式意見書が、短文ながら、100号条約案の特徴を正確に理解していたことに私は驚いた。しかし、1948年に山川菊栄が非公式の準備をしていたこと（遠藤公嗣 [2024]）、本論文で解明したように、1949-50年に準備研究を実施していたこと、これらを前提とすると、上記の公式意見書が正確なことは当然であったように思う。これら全部は、日本がILOに復帰する前のことであった。日本のILO復帰とILO100号条約の採択は、1951年6月のILO第34回総会でほぼ同時に達成された。100号条約の採択直後に、日本政府が、ILOに復帰したばかりであったにもかかわらず、100号条約を正確に理解できたのも当然のことであった。

<史料1> 「質問書」に対する意見草案

第1頁のみの写真版



全文の活字版

第三十三回国際労働会議の議題

「男女同一労働同一賃金」問題に関して国際労働機関が各国政府に発した質問書に対する我が国政府の意見書

一、規則の形式

一、同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金を与える国際規則を国際労働総会が採択することを望ましいと考えるか。

(意見) 賛成

二、この国際規則は

(a) 条約と補足的規定を設ける勧告との形式をとるべきか、そうとすれば——

(一) 貴政府の意見では以下にかかげる事項のどれを条約から除外して勧告の中を含めるべきか、

(二) この条約草案の主旨は連邦の行動に適していると考えるか、それともまた全般的もしくは部分的に連邦の構成単位による行動に適していると考えるか、

または、

(b) 勧告の形式をとるべきか。

(意見) 二の (b) に賛成

(理由) 我が国の賃金水準は労働者の必要とする生活費に比較して未だ低く且社会保障制度が不完全で家族手当を賃金の形で支給しなければならない現情にあり、この原則を今俄かに実施することが甚だ困難であるから条約の形式をとるよりも勧告の形式をとる方が望ましい。

二、定義

三、国際規則は「同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金を」という字句を

(a) 賃金または給料の率は職務内容にもとずいてさだめらるべきでありまた、賃金または給料の支払いにあたっては、労働者の性別にもとずく差別待遇をすべきでないという意味を持つものとして定義すべきか。

(意見) 賛成

【または

(b) 貴政府において提議しようとするその他の定義によって定義すべきか】

三、適用の範囲と方法、

四、同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金を与える原則の適用について、法令、行政行為、団体協約またはその他の方法の何れかによってこれを確保する規定——その職業における賃金決定方法に適したもの——を国際規則中に含めるべきか

(意見) 賛成、

五、国際規則は左のことを規定すべきか。

(a) 各加盟国は、関係ある労働者、または労働者団体の代表と協議の上、同一価値の労働に対して男女労働者に同一賃金を与える原則が中央官庁の部局、または機関の一切の職員に適用されることを確保する適切な措置を取るべきこと、および、州、地方又は地方官庁の部局、または機関が賃金率に関する権限を持つ場合には、これらの部局または機関の職員に対するその適用を奨励すべきこと、

(意見) 賛成、

(b) 各加盟国は、関係ある使用者団体および労働者団体の代表と緊密に協力して、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則を、賃金が法令の規則または公けの管理をうける一切のその他の職業、特に

(一) 最低賃金率またはその他の賃金率が公けの機関により決定される産業、業務における労働。

(二) 公けの所有または管理のもとに運営される産業ならびに企業、および

(三) 公共契約によって施行される事業に適用することをできるだけ速かに確保するため、適切な措置をとるべきこと。

(意見) 賛成

(c) 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則の、完全且つ即時の実現が、これらの職業において実行し得ないことがわかった場合には、各加盟国は、特に

(一) 同一価値の労働に対する男女賃金率または給料率の間にある差を減少することによって、ならびに、

(二) 加給制度が実施されている場合には、同一価値の労働を行う男女労働者に同額の加給を与えることによって

その漸進的適用について適切な規定を設けるべきこと。

(意見) 賛成

六、(a) 適当な場合には同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則の適用を法令の制定によって行うことの可否を考慮すべきであると国際規則中に規定すべきか、

(一) 権限ある官庁は右の例外を規定する事が出来ると国際規則中に規定すべきか、そうとすればどのような例外か。

(二) 権限ある官庁は使用主および労働者が右の法令の要件に関する完全な情報、および適当な場合にはその適用についての助言を与えられることも確保する一切の必要で適切な措置をとるべきであると国際規則中に規定すべきか、

(b) 右の措置が賃金決定に関する既定の手続き上適当でない場合には

(一) 使用者と労働者との間の団体協約により、または

(二) 法令の規定と使用者、労働者間の団体協約との組合せによって
右の国際規則を実施することができると国際規則中に規定すべきか

(意見) (b) の (二) に賛成

(理由) 賃金の決定は本来使用者と労働者との間で自主的決定によるべきであり、濫りに国家機関の干渉を許容すべきものでないから、この原則の適用を確保するためにも法令の規定と使用者、労働者間の団体協約との組合せにより実施すべきであると考えられる。

七、(1) 各加盟国は関係ある使用者団体および労働者団体と緊密に協力して、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則に従って賃金率を決定することを容易にするため、職務内容を評価する精密で客観的な基準を確立することを実行すべきであり

または適当な場合にはそれが実行されるよう指導すべきであると国際規則中に規定すべきか、

(意見) 賛成

(2) このようにして決定された職務内容における差異に照応するような男女労働者間の差等賃率は 同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則に従うものと考えられるべきであると国際規則中に規定すべきか。

(意見) 賛成

八、各加盟国は同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則を適用するため、権限ある官庁が関係ある使用者団体【および労働者団体】の代表と緊密な協力を維持することを確保すべきであると国際規則中に規定すべきか。

(意見) 賛成

四、適用を容易にする措置

九、各加盟国は必要な場合には女子労働者の生産能率を高めるため、また女子労働者の相対的に低い賃金水準をもたらす要因の効果を制限するため、一切の必要で適切な措置をとるべきであると国際規則中に規定すべきか、

(意見) 賛成

(参考意見)

女子労働者の生産能率を高めるためまた女子労働者の相対的に低い賃金水準をもたらす要因の効果を制限するため特に、男女労働者の昇進の途及び雇用機会を均等ならしめること、男子労働者に対すると同様に女子労働者に対しても職場に適切な施設を整備すること。職場における技能教育を男女労働者に均等に与えること及び女子労働者の組織に対する認識の高揚と組織活動への積極的参加について考慮し一切の必要で適切な措置をとるべきである

十、国際規則は特に左の通り規定すべきか、

(a) 男女の労働者は職業補導施設を利用する平等の機会を持つべきこと。

(意見) 賛成

(b) 女子労働者は個人の適性、能力および興味と経済の必要とに応じて、職業補導、職業指導ならびに職業相談および職業斡旋の施設を利用することを奨励さるべきこと、

(意見) 賛成

十一、各加盟国は同一価値の労働に対して同一の賃金を与える原則を適用するため望ましい調査をすべきでありまた加盟国は右の調査の結果を公表すべきであり、一般公衆がこの原則の公正と有用とを理解することを助長する一切の努力をするべきであると国際規則中に規定すべきか、

(意見) 賛成

五、その他の事項

十二、【各加盟国は】同一価値の労働に対して男女労働者に同一の賃金を与える原則に関して、この質問書中に掲げられていない事項を提議または示唆されるか

(意見) なし

全文の活字版

労働省婦人少年局

労働省婦人少年局では、一九五〇年度の婦人週間（四月十日—十七日）の行事として、第一回中央婦人問題会議を開催したが、同会議を構成する労働、農村、家庭の三つの分科委員会のうち、労働委員会において「男女同一労働同一賃金」の問題を研究課題としてとりあげた。

この問題をとりあげた理由は第一に、賃金における男女の差別待遇を撤廃することは、現在の日本の労働問題のなかにふくまれる最大の不平等の一つを解決することであり、これが日本の民主化の重要な契機となると考えられるので、かねがねこの問題を詳細に検討し、男女同一労働同一賃金の原則を実現するための方法を見出すことの必要が痛感されていたからであり、また第二には、第三十三回ILO会議においてこの問題が討議されるのに対し資料と意見とを提供して、この原則に関する国際規則制定の参考に供したいと考えたからである。

第一回中央婦人問題会議の労働委員会は、左の十氏をもって構成された。

- | | | |
|----|-----------------------|--------|
| 1 | 一ツ橋大学講師 | 美濃口時次郎 |
| 2 | 東大社会科学研究所員 | 氏原 正治郎 |
| 3 | 工大助教授 | 藤田 忠 |
| 4 | 労働医学心理学研究所員 | 藤本 武 |
| 5 | 読売新聞記者 | 西 清子 |
| 6 | 労働基準局給与課長 | 宮島 久義 |
| 7 | 日本紡績協会労務課長 | 吉藤 雅亮 |
| 8 | 日本電気株式会社総務部
第一勤労課長 | 増島 三樹男 |
| 9 | 総同盟婦人対策部員 | 小川 玉子 |
| 10 | 全通信従業員組合 | 岸本 千代子 |

この委員会は二月末から四月十日までの期間に数回の会合をひらいて男女同一賃金の問題について討議し、また実地に各事業場における賃金形態を男女の作業状況との関連において研究し、また婦人労働の実情について多くの資料による研究を行った。そして中央婦人問題会議開催中には、四月十一日、十三日の二日間にわたって、過去数回の予備討論をまとめて各委員から報告があり、その報告にもとずいて討論を行い、同十四日の総会において、三名の委員より労働委員会の討議の結果についての総括的報告が行われた。この婦人問題会議における委員会での報告と討論および総会での報告は、速記によって記録しており、目下印刷中で印刷完了次第ひろく国内に頒布〔頒布の誤記であろう 遠藤〕し、男女同一労働同一賃金問題について一

般人を啓蒙する資料とする一方、婦人少年局としても行政施策上の参考にする考えである。第三十三回 ILO 会議にはこの資料提出は間にあわないので、とりあえず、総会の記録だけを謄写刷りによって提供する。

尚 右の印刷物は、来年度の ILO 会議において国際規則採択に際し、日本におけるこの問題の、状況についての参考資料〔資料の誤記であろう 遠藤〕となると考えられるので後刻 ILO 事務局宛送附する。

日本の婦人の所謂「低賃金」については、日本の特徴があると思われる。一般に婦人の賃金が相対的にひくい理由は婦人の労働能力が低いためと婦人が労働に相応して支払をうけていないためとの二つにその理由を求められる。

このうち日本の婦人の労働能力のひくいことは、女は家を守るべきであるとする伝統的な家族主義の思想が根本となって、婦人の一般教育、職業教育及び職場における技能教育が男子と対等にされないことと、婦人を働きやすくする社会施設の不備と家庭生活の不合理からくる家事負担とに起因している。

また婦人が仕事に相応した支払をうけていないという点は、各種の産業に働く婦人にみられるのであるが、とくに、日本の「チープ レーバー」として評判をとった繊維労働者の場合をとってみると、繊維労働者の平均賃金は他産業労働者の平均賃金よりつねに低い。この繊維労働者の八〇パーセントが貧農出身の出稼労働婦人であるために、低賃金に甘んじていること、またその繊維労働婦人の大部分が事業附属の寄宿舎に収容されて働いている関係で、食費、宿舎、その他の設備について経営側の補助をうけているために収入があいまいにされていることなどが婦人の賃金をその値するよりも低くしている結果となっている。また、家族制度の名残がつよいため、家長が家族を養うものとする観念が根づよくのこり、女子労働を家計補助的なものとみなす習慣から、一般の職場に於て婦人の賃金を無条件に男子より低くするという習慣が風びしている。

したがって、たとへ、同一労働同一賃金の原則が適用されても、この適用を容易にするために、以上の社会的な障碍をのぞかねば、男女の賃金における差別を実質的にとりのぞくことは困難であろう。この意味で、我々はむしろ、同一賃金の原則の適用を容易にする措置について充分考慮されるべきであると考ええる。

<史料 1>と<史料 2>の注：

- 1) <史料 1>と<史料 2>はともに謄写版印刷であり、筆跡は同一のように思われる。史料名称は遠藤公嗣がつけた。<史料 1>はステイブル針 1 本でとめられ、<史料 1>と<史料 2>は合わせてステイブル針 2 本でとめられている。<史料 1>の第 1 頁右上に「山川文庫」朱印がある。
- 2) <史料 1>と<史料 2>の全文の活字版では、原文の縦書きを横書きに、旧字体を新字体に、そして改行位置を遠藤公嗣が変えている。<史料 1>の筆跡は丁寧でなく、また句読点は不規則で、その有無すらも不鮮明な個所があるが、できる限り、全文の活字版に再現した。

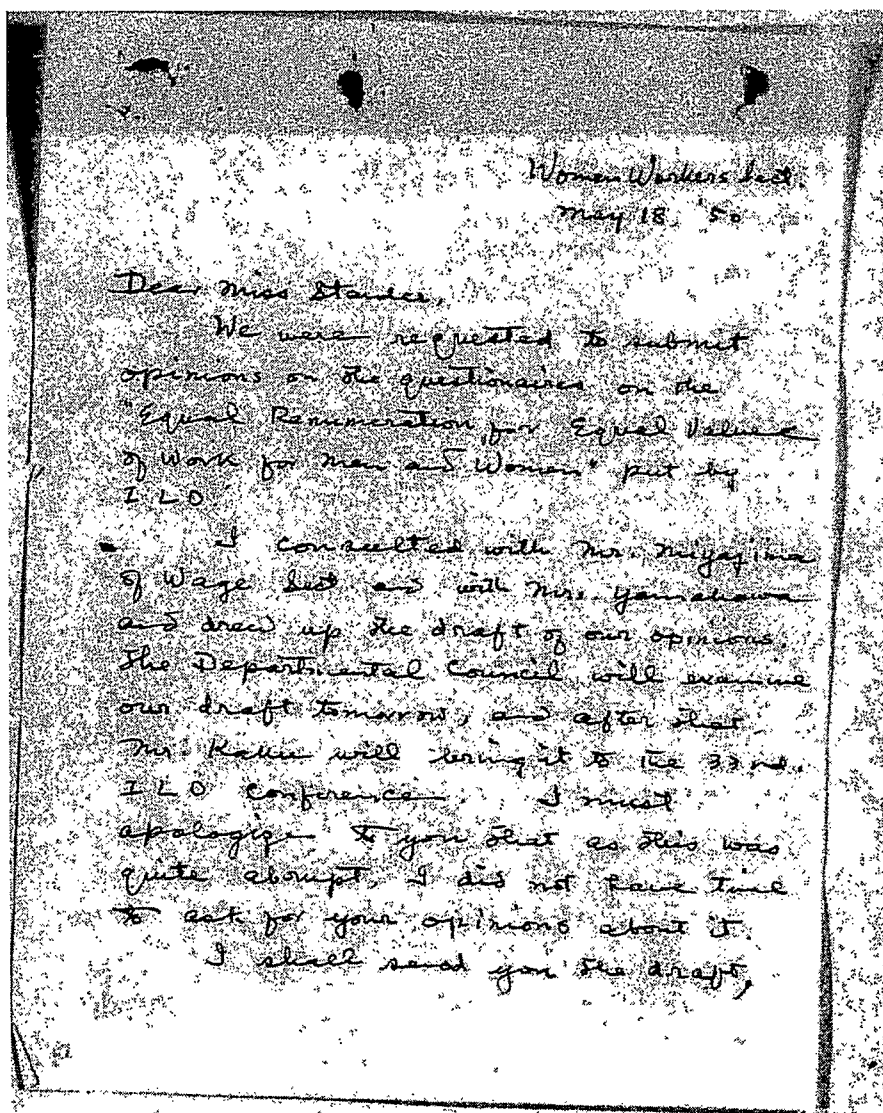
- 3) 12 質問項目の全部は、国際労働局編訳 [1949] 第 5 章、215-221 と同一文でなければならない。しかし、次の 2 点が異なる。ア) <史料 1> の【 】内は国際労働局編訳 [1949] 第 5 章にあって、<史料 1> では欠落している。イ) <史料 1> の質問項目六について、その (a) や (一) などの表記は、国際労働局編訳 [1949] 第 5 章の表記と異なる。

<史料 1> と <史料 2> の出所：

神奈川県立図書館山川菊栄文庫 ヤ / I6 / ロウ

<史料 3> 田中寿美子のゴルダ・スタンダー宛英文書簡

全文の写真版



in Japanese only, for I am leaving
for field trips tomorrow morning, as
can not translate it into English.
We wish also to submit as
reference materials, the record of the
reports made by the "Equal Pay
Committee" at the Women's Problems
Conference during the Women's Week.
I am very glad to know that
Mrs. Tanaka is coming home at
the end of this month.
Wishing you health,
Sincerely yours,
Shiriko Tanaka

遠藤公嗣訳

婦人労働課

1950年5月18日

スタンダー様

ILO 提起の「同一価値労働同一報酬」質問書に対する意見を提出するように、私達は求められました。

私は給与課の宮島〔久義 労働基準局給与課長〕と山川〔菊栄 婦人少年局長〕と協議し、私達の意見の草案を起草しました。〔労働省の〕省議〔?〕は私達の草案を明日審議し、その後、賀来〔才二郎 労政局長〕がそれを持ってILO第33回総会に行くはずで、草案は非常に大雑把であって、草案についての貴女の意見を請う時間が無かったことを、私は貴女にお詫びしなければなりません。

日本語の草案だけを私は貴女にお送りしますが、その理由は、明朝に私は実地調査出張に出発する予定であり、英語に翻訳することができないからです。婦人週間中の婦人問題会議の「同一賃金委員会」でなされた諸報告の記録も、参考資料として、私達は提出したいと思います。

谷野〔せつ 婦人労働課長〕が今月末に帰国すると知って、私は大変嬉しく思います。

貴女健康をお祈りいたします。

敬具

田中 寿美子

<史料3>の注：

- 1) <史料3>は、田中寿美子の自筆書簡であるが、史料名称は遠藤公嗣がつけた。
- 2) 遠藤公嗣訳の〔 〕は、遠藤公嗣が補った個所である。

<史料3>の出所：

ESS (H) 02496. フォルダー名は Wages of Women & Minors (Including Equal Pay) である。

参考文献

Boris, Eileen [2019] *Making the Woman Worker : Precarious Labor and the Fight for Global Standards, 1919-2019*, Oxford University Press.

遠藤公嗣 [2000] 「労働基準法の国際的背景」『日本労働法学会誌』95号、139-158頁。

遠藤公嗣 [2014] 『これからの賃金』旬報社。

遠藤公嗣 [2016] 「日本的雇用慣行の最終的確立は何時なのか？」『社会政策』8巻1号、82-92頁。

遠藤公嗣 [2017] 「ILO100号条約の審議過程と賃金形態」『季刊労働法』256号、41-56頁。

遠藤公嗣 [2019] 「男女同一賃金と米国労働省女性局（1942-1951年）」『（明治大学）経営論集』66巻1号、147-162頁。

遠藤公嗣 [2020] 「ILO100号条約案にたいする日本政府の公式意見書（1951年）：「同一価値労働同一賃金」理解の再考」和田隆・緒方桂子編著『労働法・社会保障法の持続可能性』旬報社、247-258頁。

遠藤公嗣 [2021] 「ILO100号条約第3条の成立：1951年同一報酬委員会の審議（上）」『季刊労働法』275号、158-170頁。

遠藤公嗣 [2022] 「ILO100号条約第3条の成立：1951年同一報酬委員会の審議（下）」『季刊労働法』276号、111-121頁。

遠藤公嗣 [2024] 「1948年山川菊栄訳の2つの男女同一賃金論」『（明治大学）経営論集』71巻4号、67-97頁。

遠藤公嗣 [2025] 「ILO100号条約の審議（1951年）は71号勧告の審議（1944年）の再現か？」（未公開）

萩島亨 [1950] 「男女同一労働同一賃銀問題と国際労働機構」『労働基準』2号 (2月)、6-8頁。

工藤幸男 [1999] 『日本とILO：黒子としての半世紀』第一書林。

国際労働局、同局日本駐在員編訳 [1949] 『男女同一労働同一賃金』国際公論社。

国際労働局、同局日本駐在員編訳 [1950] 『社会保障制度の焦点』国際公論社。

座談会 [1969] 「萩島亨氏を偲んで」『世界の労働』1969年7月号、14-25頁。

労働省婦人少年局編 [1951] 『男女同一労働同一賃金について：中央婦人問題会議労働委員会記録』